

地方労働局の権限・財源を地方移管し、
地域密着型“毎日がワンストップサービス”を実現

福祉と就労の一体的支援

身近な市町村に
ハローワークのサテライト
福祉的支援と自立・就労支援を
一体的に実施

大阪の人材ニーズに 的確・迅速に対応

人材の確保・育成から定着支援
まで企業を一貫サポート

雇用のミスマッチを解消

就職相談～職業訓練～職業紹介
まで一貫サポート
一人ひとりに最適な支援を提供

職業観を持った若者育成

高校等にジョブサポーターを配置
職業教育や社会人基礎力の
養成をサポート

独立行政法人経由の事業を府の直接実施に切り替え、中間コストを削減

国と府の役割分担の考え方・・・法律の制定・改廃、全国基準の設定など全国的な業務は、国が所管
それ以外は、国の権限と財源を地域の総合行政の主体である都道府県に移譲

ハローワークの地方移管で、日本版ワークフェアの実現

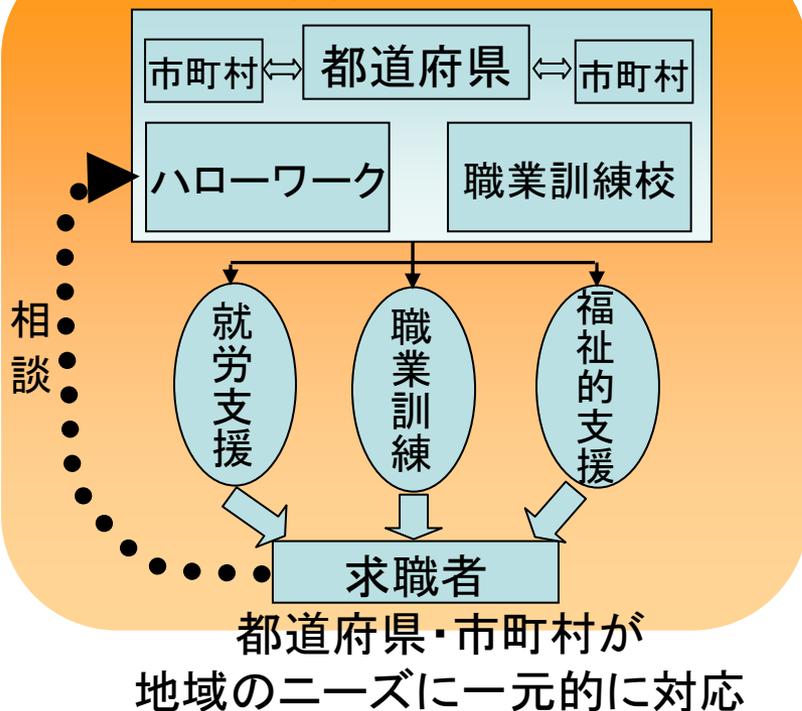
《ねらい》

- セーフティネットを確保しつつ、チャレンジ・再チャレンジを促進し、成長を支える人材を確保
～ハローワーク移管により、地域で「就労支援」と「職業訓練」、「セーフティネット」をベストミックス～

《現行制度の課題》

- 職業紹介(国)、職業訓練(独法・都道府県)、生活保護(市町村)と、実施主体が分かれており、連携には限界
 - ・ハローワークで人材ニーズや訓練内容を踏まえた適切な訓練の受講指示がなく、ミスマッチが発生
 - ・成長産業や人材不足分野への計画的・戦略的な人材の育成(訓練)・供給ができない
 - ・求人情報などのツールを持たない市町村で、生活保護受給者を就労にまで移行させるのは困難

日本版ワークフェア



《移管することによる効果》

- **人材の育成と供給を最大限効果的・効率的に推進**
 - ・訓練校で企業ニーズや成長戦略に応じた人材育成メニューを設定し、ハローワークが求職者を適切に誘導
 - ・衰退産業から成長産業や人材不足分野へ人材をシフト（府高等職業技術専門校北部校では、2013年から、新エネルギー、ナノテクなど先端技術分野を開講）
- **福祉から就労へ、支えられる人から支える人へ、再チャレンジを支援**
 - ・市町村にハローワークのサテライトを設置し、就労支援・職業訓練・福祉的支援から最適メニュー選択、一貫支援

直轄国道の移管

■大阪府内の直轄国道

10路線 163 km (自動車専用道路、大阪市、堺市除く)

■国土交通省との確認書 (平成20年11月)

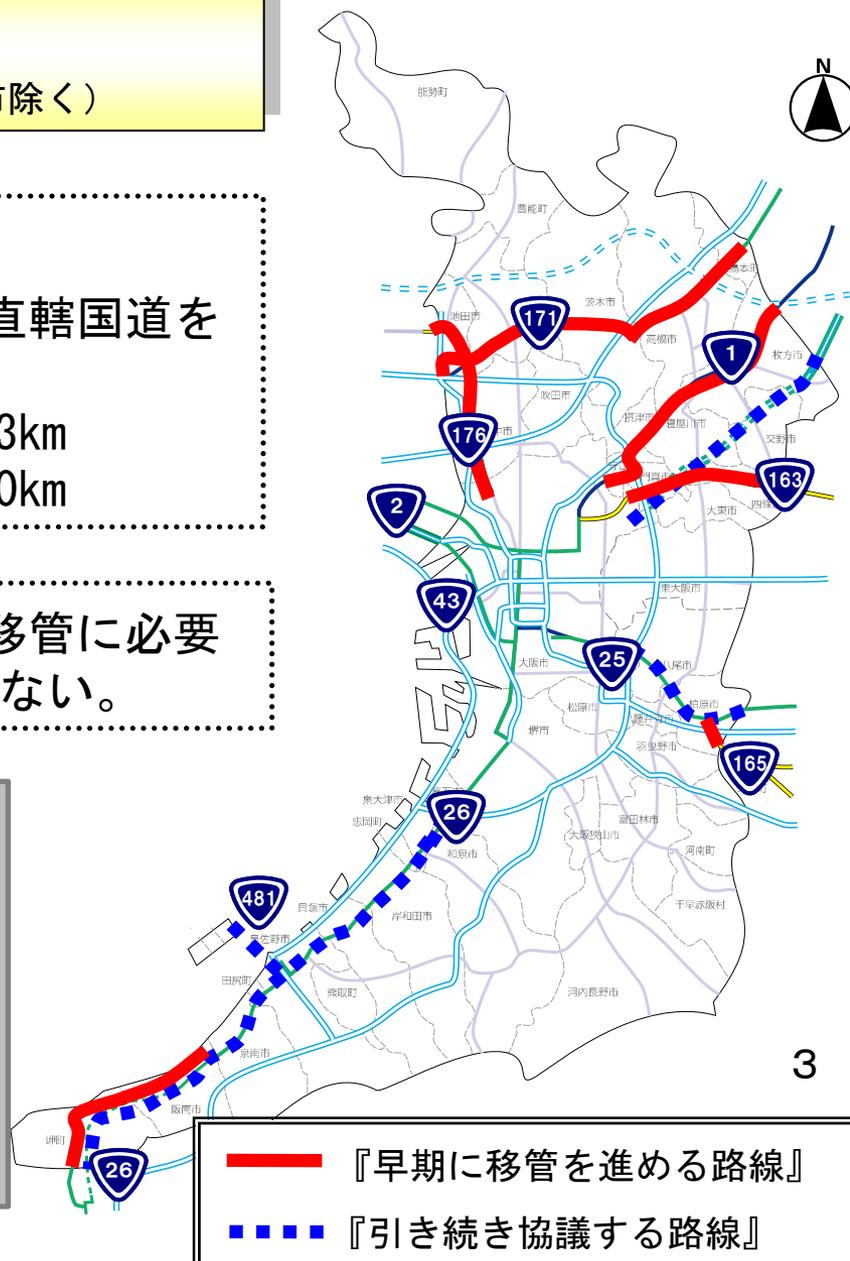
移管に必要な財源措置を前提に、府域全ての直轄国道を協議対象路線として国と確認

- (1) 早期に移管を進める路線 6路線 93km
- (2) 引き続き協議を進める路線 4路線 70km

■確認書を取り交わして1年半が経過したが、移管に必要な財源措置が進まず、国道移管が実現していない。

■府に移管されれば…

- ・幹線道路の一元管理による効率的な道路管理
- ・住民連携などによる地域の実情に応じた創意工夫の道路行政が可能



課題意識

地方自治体は、財務状況のより一層の透明性・健全性向上が求められており、住民に対する説明責任をしっかりと果たすことが不可欠。しかし……

◆ 議会へ提出する決算調書(歳入歳出決算書、事項別明細書、財産に関する調書等)は、地方自治法等の法令で調書の種類や様式が細かく定められているが、

- ① 歳入歳出決算書は、予算と決算の対比を明らかにする様式となっており、数字の羅列でしかない。
- ② 財産に関する調書は、土地に価額情報が無く、道路などのインフラ資産は記載されない等、ストック情報としては不十分なものである。
- ③ 府議会からも、現行の決算調書では、財務状況や事業の効率性を審査することはできないとの指摘がある。

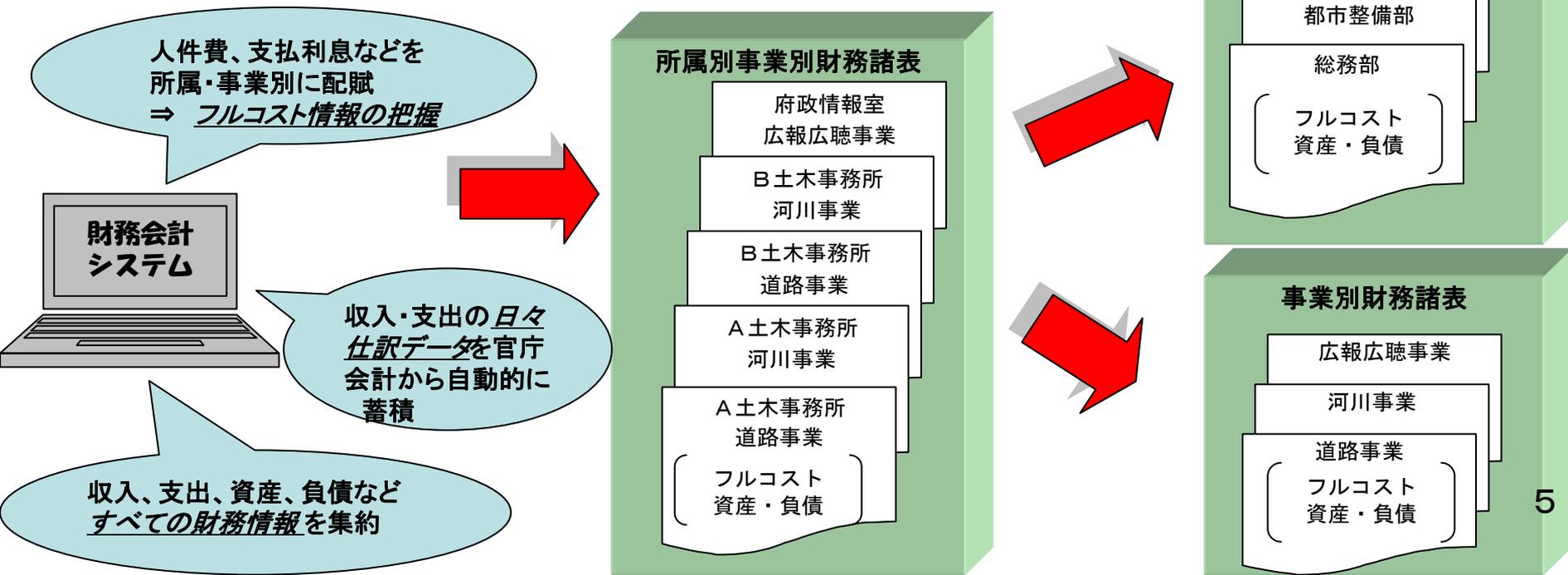
このため法定調書は、地方自治体が実施する事務事業等の効率性などを経営分析し、評価・検証を行うのには適切ではない。

◆ 地方財政健全化法の施行(平成21年4月)により、健全化判断比率等の指標が整備され、財務情報の開示徹底、従来のフロー指標だけではなくストック指標の導入など、地方自治体がより説明責任を問われることとなったが、更に徹底した情報開示が必要と考えられる。

改革イメージ

- ◇ 地方自治体が財務情報を徹底的に開示し、住民に対する説明責任を十分に果たすためには、自治体経営の観点から、自ら様々な情報開示の手法を検討すべき。
- ◇ 公会計制度改革の実現を待つことなく、まず、決算調書様式による統制を緩和し、自治体の判断で、企業会計の考え方を先取りした財務諸表が活用できるように改めるべき。
⇒ 省令を改正すれば実現可能。
- ◇ その上で、複式簿記・発生主義会計の導入など、抜本的な公会計制度改革(地方自治法改正)を進めるべき。

(例)大阪府では、日々仕訳方式による新公会計制度導入に基づき作成した組織別・事業別の財務諸表を、分かりやすい決算資料として活用



※ 本提案書は、政府の地域主権戦略会議の検討材料となるよう、同会議の構成メンバーとしての橋下知事の見解、アイデアをとりまとめたものであり、大阪府として、その実現可能性の検証や関係団体・機関との調整を終えたものではない。また、当然のことながら、現行制度に基づく執行などを否定するものでもない。